

第5回としま未来会議

令和5年7月25日

5-5-5-②

令和5年度 私債権等の適正な管理の推進について

1

収納対策本部 私債権等検討部会

1. 私債権等検討部会 部会員名簿

職	氏名	肩書き
部会長	活田 啓文	会計管理室長
副部会長	副島 由理	子ども家庭部長
部会員	直江 太	保健福祉部生活福祉課長
部会員	小澤 さおり	保健福祉部西部生活福祉課長
部会員	安達 絵美子	子ども家庭部子育て支援課長
部会員	河野 敬輝	都市整備部住宅課長
部会員	(活田 啓文)	会計管理室会計課長
部会員 (事務局)	高田 秀和	区民部収納推進担当課長

※令和4年度より区民部長及び国民健康保険課長も部会に出席

2. 令和4年度までの取組と成果

(1) 私債権等の収入未済額の削減

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
7.4億円	7.2億円	7.1億円	7.0億円

(2) 債権管理に係る個別相談

生活保護費返還金、国民健康保険返納金を中心に、延べ949件の相談に対応

(3) 債権管理に係る共通研修の実施

令和3年度 「民法改正と時効制度」、「滞納債権の回収における督促のポイント」
令和4年度 「適切な債権管理について～債権の発生から消滅まで～」

(4) 債権管理マニュアルの整備

- ・各課マニュアル：私債権等所管の13課で作成・改訂
- ・共通マニュアル（会計課）：民法改正等に対応した内容に改訂

(5) 「豊島区債権管理方針」の見直し（令和5年3月1日改正）

私債権等の徴収停止上限額の緩和（従来、債務者が都内在住の場合債権額1万円未満、それ以外に居住3万円未満⇒国内在住5万円未満、海外在住10万円未満に緩和）

3. 債権別収入未済額及び不納欠損額【強制徴収公債権】

4

(令和4年度末・収入未済額100万円以上の債権を抜粋)

単位：円

債権名	所管課	令和4年度		令和3年度		増(△)減	
		4年度末 収入未済額 a	4年度中 不納欠損額 b	3年度末 収入未済額 c	3年度中 不納欠損額 d	収入未済額 a - c	不納欠損額 b - d
特別区民税	税務課	604,121,978	115,748,182	653,629,886	134,804,472	△ 49,507,908	△ 19,056,290
軽自動車税		7,150,294	973,300	6,987,894	1,158,596	162,400	△ 185,296
国民健康保険料	国民健康保険課	1,689,476,023	526,195,229	1,880,047,030	468,805,462	△ 190,571,007	57,389,767
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	高齢者医療年金課	21,935,302	2,194,487	16,520,667	2,225,774	5,414,635	△ 31,287
生活保護法による扶助費に係る返納金 (生活保護法第77条の2徴収金)	生活福祉課 (西部生活福祉課含む)	85,268,912	0	72,451,798	0	12,817,114	0
生活保護法による扶助費に係る返納金 (生活保護法第78条徴収金)		427,302,920	23,667,542	402,535,368	38,969,910	24,767,552	△ 15,302,368
介護保険料(普通徴収分)	介護保険課	113,930,564	41,731,793	117,106,721	45,898,863	△ 3,176,157	△ 4,167,070
公立保育所保育料	保育課	3,945,382	795,300	7,170,460	1,025,250	△ 3,225,078	△ 229,950
私立保育所入所負担金		14,153,328	1,971,650	29,817,810	586,300	△ 15,664,482	1,385,350

収入未済額合計(強制徴収公債権)

約29.7億円

3. 債権別収入未済額及び不納欠損額【私債権等】

5

(令和4年度末・収入未済額100万円以上の債権を抜粋)

単位：円

種別	債権名	所管課	令和4年度		令和3年度		増(△)減	
			4年度末 収入未済額 a	4年度中 不納欠損額 b	3年度末 収入未済額 c	3年度中 不納欠損額 d	収入未済額 a - c	不納欠損額 b - d
非 強 制 徴 収 公 債 権	国保・一般被保険者返納金	国民健康保険課	44,053,154	4,389,968	47,761,754	5,358,409	△ 3,708,600	△ 968,441
	生活保護法による扶助費に係る返納金	生活福祉課 (西部生活福祉課含む)	251,013,478	25,425,762	265,314,122	24,208,298	△ 14,300,644	1,217,464
	生活保護法による扶助費に係る返還金		371,270,136	49,140,701	363,384,106	39,705,600	7,886,030	9,435,101
	児童手当返還金	子育て支援課	1,960,000	0	650,000	30,000	1,310,000	△ 30,000
	児童扶養手当返還金		1,009,610	303,980	1,011,740	2,041,820	△ 2,130	△ 1,737,840
私 債 権	不況対策臨時特別資金損失補償金	生活産業課	3,660,915	0	3,740,915	1,006,139	△ 80,000	△ 1,006,139
	生業資金貸付金等延滞金	生活福祉課	7,281,614	2,465,814	7,718,052	0	△ 436,438	2,465,814
	女性自立援助資金貸付金返還金及び貸付金利子	子育て支援課	4,179,356	3,983,946	9,342,229	0	△ 5,162,873	3,983,946
	住宅使用料	住宅課	1,565,580	52,740	943,700	0	621,880	52,740
	住宅退去者原状回復経費		2,713,532	1,902,555	3,396,122	0	△ 682,590	1,902,555
	学童クラブ利用料	放課後対策課	2,014,500	0	1,654,500	0	360,000	0

収入未済額合計 (私債権等) 約7億円

4. 令和5年度の取組

(1) 債権管理に係る個別相談

私債権等（生活保護費返還金、国保返納金等）年間600件の弁護士相談を予定

(2) 生活保護廃止世帯の債権管理方針個別検討（新規）

生活保護費返還金の半分以上を占める廃止世帯の今後の債権管理方針を個別に検討

(3) 債権管理に係る共通研修の実施

① 集合研修

9月1日、5日に研修を実施予定（両日同一内容・研修テーマ検討中）

② eラーニング（新規）

本事業で行った研修をeラーニングカリキュラムに組み込み配信予定

(4) 今後の課題の検討

- ・ 私債権等管理条例の改正（P7～）
- ・ 区長の専決処分に係る議決の変更（P9～）
- ・ 令和6年度以降の債権管理支援体制

5. 今後の課題

(1) 私債権等管理条例の改正について (案)

①改正理由

区の私債権等の適正な管理を推進するため、「私債権等管理条例（平成23年豊島区条例第17号）」の一部を改正する。

②改正内容

・徴収停止後の債権放棄（本条例13条5号改正）

現行条例では、徴収停止（債務者所在不明、債権金額少額等により取立てをしないと決定すること）をした1年後、なお債務者が無資力でなければ債権放棄できない。

徴収停止後の債務者の無資力要件を削除し、債権放棄の要件を緩和する。

・相続人不存在等の債権放棄（本条例13条6号新設）

債務者が死亡し、その相続人が限定承認した場合又は相続人が不存在の場合（相続人全員が債権放棄した場合を含む）で、相続財産が少額のため債権の取立ての費用等に満たなければ、債権放棄できる規定を新設する。

5. 今後の課題

8

(1) 私債権等管理条例の改正について (案)

③新旧対照表

現 行	改正後 (案)
<p>(債権放棄) 第13条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。 (1) から (4) まで 略 (5) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお<u>債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがない</u>と認められるとき。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(債権放棄) 第13条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。 (1) から (4) まで 略 (現行どおり) (5) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお<u>同条各号のいずれかに該当し、債務者にこれを履行させることが著しく困難又は不適當である</u>と認められるとき。 <u>(6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける区の債権及び区以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。</u></p>

5. 今後の課題

(2) 区長の専決処分に係る議決の変更について (案)

① 変更提案理由

区の私債権等の適正な管理を推進するため、「区長の専決処分に係る議決（平成16年2月13日区議会議決）」の変更を提案する（議員提案案件）。

② 現状と問題点

○ 現 状

- ・ 訴えの提起は、地方自治法の規定により議決事項である。ただし、議会の権限に属する軽易な事項で、議決で指定したものは、長の専決処分が可能である。
- ・ 自治法施行令及び私債権等管理条例では、督促後、相当の期間を経過しても履行がないときは「訴訟手続により履行を請求」しなければならないと規定されており、訴えの提起は法令上の義務となっている。
- ・ しかし、本区の場合、区が訴えを提起する場合、住宅使用料等の債権は1,100万円まで専決処分が可能である一方、それ以外の債権は1円でも議決が必要となっている。
- ・ 他の20区は、区長の専決処分で訴えの提起が可能（可能額平均＝275万円）。

○ 問題点

- ・ 事務執行上の非効率＝少額でも訴え提起のたびに議決が必要。
- ・ 個人情報の公開＝早い段階（訴え提起の段階）で相手方の氏名、住所等が議案書に掲載。
- ・ 議案としての不安定さ＝議案を上程した後、和解に至ることも。

5. 今後の課題

(2) 区長の専決処分に係る議決の変更について (案)

③ 変更提案の内容 (新旧対照表)

現 行	変更後 (案)
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次の事項については、これを区長において専決処分することができるものとする。</p> <p>一 区が当事者である和解（<u>第三号に規定するもの及び区が提起した訴えについてする訴訟上の和解を除く。</u>）で、目的の価額が<u>百万円以下</u>のもの</p> <p>二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>百万円以下</u>のもの</p> <p>三 区営住宅その他の区が管理する住宅の明渡し並びに滞納使用料等及び損害金の支払に係る訴えの提起、和解、又は調停で、目的の価額が千百万円以下のもの</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次の事項については、これを区長において専決処分することができるものとする。</p> <p>一 <u>区が提起する訴え</u>、区が当事者である和解（注1）又は調停で、目的の価額が<u>百四十万円以下</u>（注2）のもの</p> <p>二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>百四十万円以下</u>のもの</p> <p>三 区営住宅その他の区が管理する住宅の明渡し並びに滞納使用料等及び損害金の支払に係る訴えの提起、和解、又は調停で、目的の価額が千百万円以下のもの</p>

(注1) 現行では、区が訴えられた場合の和解のみ専決処分することができるが、区が訴えた場合の和解も含むことに改める。

(注2) 簡易裁判所での訴訟可能額が債権額140万円以下のため、これに合わせる。簡易裁判所での審理は、少額で軽微な紛争を簡易迅速に解決することを特徴としており、弁護士のほか認定司法書士への委任も可能である。

5. 今後の課題

(3) 令和6年度以降の私債権等管理支援体制について（案）

① 令和3年度から5年度まで

税務課（収納推進担当課長）を事務局として法律事務所と委託契約を結び、弁護士と連携して、私債権等の所管課へ支援を行っている。主な支援内容は以下のとおり。

- ・ 債権管理に係る個別相談
- ・ 債権管理に係る共通研修の実施
- ・ 債権管理マニュアルの整備

② 令和6年度以降の予定

令和6年度以降も現在の体制の継続を検討中。主な支援内容は以下のとおり。

NEW! ・ 支払督促(※1)や少額訴訟(※2)等の活用（区長の専決処分に係る議決が変更された場合）

- ・ 債権管理に係る個別相談
- ・ 債権管理に係る共通研修の実施

(※1) 支払督促 = 債権者の申立てに基づき簡易裁判所から債務者に支払を督促する略式手続

(※2) 少額訴訟 = 60万円以下の少額債権支払を求める訴訟。簡易裁判所で審理が1回で終了する。